

筑波大学「社会連携講座」に関する取扱い

〔平成22年11月25日〕
〔筑波大学役員会決定〕

1. 趣旨

本学の教育研究の進展及び充実を図り、さらに学術と社会の発展に資するため、学術的・社会的に重要な課題について、共同研究を実施するとともに、本学に寄附講座を設置する場合には、「社会連携講座」と呼称する。

2. 受入れの手順

(1) 寄附講座

従前と同様に、教育研究組織は国立大学法人筑波大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則（平成16年法人規則第45号）第5条に基づき、学長に寄附講座の設置を申請するものとする。

なお、別に定める寄附講座申込書には、「社会連携講座」と付記するものとする。

(2) 外部資金研究

従前と同様に、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）その他関係する法人規則等に基づき、必要な手続きを行うものとする。

なお、別に定める外部資金研究に係る申込書には、「社会連携講座」と付記するものとする。

3. 事務

従前と同様に、寄附講座の設置に関する事務は教育推進部において処理するものとし、外部資金研究の受入れ等に関する事務は研究推進部において処理するものとする。

4. この取扱いは、平成22年11月25日から実施する。